

厚生文教常任委員会

令和5年3月22日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 令和5年3月22日(水) 午後3時00分 開会
午後3時56分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	奥本佳史
副委員長	谷原一安
委員	坂本剛司
〃	柴田三乃
〃	杉本訓規
〃	西井 覚
〃	藤井本 浩

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	梨本洪珪
議員	西川善浩
〃	吉村 始
〃	川村優子
〃	増田順弘
〃	下村正樹

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也
こども未来創造部長	井上理恵
こども未来課長	中井智恵
〃 補佐	芳仲栄治
教育部理事兼	
学校給食センター所長	板橋行則

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治
書記	新澤明子

〃 福 原 有 美
〃 巽 重 人

7. 調 査 案 件 (所管事項の調査)

(1) 就学前児童の保育と教育に関する事項について

開 会 午後3時00分

奥本委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆さん、こんにちは。急遽、予算特別委員会の間の時間を取っていただいて、厚生文教常任委員会、先ほどは協議会で、これから委員会を開催することになりました。内容は何かというと、予算特別委員会の中で磐城認定こども園の給食調理室の予算が出てまいりまして、内容について説明を受ける際、当委員会で把握していない案件が、内容が出てまいりましたので、この委員会で確認という形で急遽時間を取っていただいております。皆様、慎重審議の上、よろしく願いいたします。

発言される際は挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきください。

委員外議員の出席です。川村議員、増田議員、吉村議員、西川議員、下村議員。以上です。では、会議のほうに入ります。

まず、協議案件1、諸般の報告についてですけれども、予算特別委員会のほうで提出されました資料について、改めて当委員会に出していただいております。それらについての説明をまず求めますので、お願いいたします。

井上部長。

井上こども未来創造部長 こども未来創造部の井上でございます。よろしくお願いいたします。

本日、磐城認定こども園調理室等整備工事に係る資料というのを机の上に置かせていただいております。こちらのほうは、令和5年度に整備予定であります磐城認定こども園の調理室棟に関する資料となっております。

私ども、こちら、令和4年度予算で設計をお認めいただいて、ただいままで設計業務を委託しておりましたが、この3月17日に設計業務を終えまして、ただいま資料としてお出ししているものでございます。しかしながら、当初予算につきましては、設計の場所、調理室の場所をあらゆる方法を考えて検討するというような中でお出ししておりましたので、そちらのほう、今になりましたこと、設置する予定の場所の提示が今の時期になりましたことを私のほうから深くおわびするものでございます。

この後、課長のほうから設置場所につきましてご説明させていただきますけれども、こちらの資料は今後の入札等に係る資料となることから、本日は提示はさせていただきますが、資料の回収をお願いしたいものでございます。このたびの場所で、このように場所の位置というところをお示しさせていただくんですが、それまで調理室の設計というところで、委託業務というところで委員会にお知らせするのがただいまになりましたことを深くおわび申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

奥本委員長 中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、お手元にお配りしております図面のほうをご覧ください。

まず1つ目になります。まず1ページ目の赤で塗ってある部分が、今回調理室のほうを建設する予定というところの場所の地図でございます。園舎がございまして、次に園庭がございまして。その反対側ということで、園庭のちょうど一番西の南のほうというところの角、園庭でいえば角になるので、そちらのほうに建設を予定しております。

2枚目のほうが調理室の平面図となります。器具等を置いておりますのが、一旦こちらのほうで案を持っております。

続きまして、3ページ目が上から見た図となります。こちら、今回電力のほうが高圧電力を用いる必要がございまして、キュービクルというものを設置する必要がありますので、上から見た図の上の部分にキュービクルの機械を設置させてもらうためにお示ししております。

続きまして、後ろから2枚目の分につきましては、西から見た分と東から見た側面図になっております。

続きまして最後のページは、南からと北からと見た側面図をお示しさせていただいております。

よろしくお願いいたします。

奥本委員長 ただいま資料についての説明をいただきましたが、この件につきまして何かございませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしく申し上げます。先ほどの協議会も同じことを言っているんですけど、重複するのはご了承ください。

まず、先ほど冒頭、委員長からございましたけども、我々この厚生文教常任委員会の中でも、閉会中で調べるなどがあるときは協議会で上げて、就学前児童の問題点も取り上げております。先ほどほんまに委員長がおっしゃったみたいに予算で、設計の時点で園の中でやられるんであろうかと思って我々もいたんですけども、予算特別委員会が始まって開けてびっくりで、園から離れていると。ほんで、どないして運ぶねんとなったときに、車で一周ぐるっと回ると。それはいかなものなんていう話が先ほどの協議会なんですね、はしょって言うと。なぜ、協議会でさんざん僕らはいろんな話をしているのに、何でこれを上げてくれなかったというのをまず1個、説明いただきたいと思います。そういう場がなかったらしょうがないと思うんですけども、これをいきなり予算で上げてきて、わざわざ今日、多分委員長、副委員長のご配慮でやっていますが、普通に考えりゃ予算特別委員会ですばっと終わっている話なんです。荒っぽいやり方やな、今回はえらいというところなので、なぜそういうことになったのか。

まず1つ目がそれで2つ目が、これは令和6年度に向けてやられている、そうやって磐城第1保育所のほうの子どもたちが来るからという話でやられていると思うんですけども、これは必ず令和6年の頭に間に合わさなければならないんですかね。というのも、0歳、1歳、2歳の子どものご飯を作るというのをよその保育所でやって、3歳からは今までどおり学

校給食という形も取れないんですか、取りあえずは。これ、絶対、例えば今、厚生文教常任委員会の会議をやっているからよかったものの、そんな聞いてへんがなくなってきたときにどう考えたはったんかなというのが2つ目。意味が分かりますか。まだそのときに、令和6年度にめがけてやったときに対処法はあるのかというところですよ。

3つ目は場所ですよ。今図面を見る限り、建物から離れたところに調理施設があって、どうやって運ぶのとなったときに車で正面まで行く。これを未来永劫やっていくわけじゃないですか。そうやったときに、ここにしか建てられない理由が要ると思います。例えば北側、今の図面の場所であっても遊具は潰すわけでしょう。遊具を潰してこれを建てるわけじゃないですか。もうちょっと北のほう、建物に隣接したところになぜ建てられないのか。近隣の方々に迷惑をかけへんように壁をしっかり建てて、換気をね、例えば今の図面のところでも、こっち側の風が吹けば行くわけじゃないですか。そういうふうに換気の方法を考えればできないのかなと思うのが2個目のアイデア。

3つ目のアイデアとしては、運動場の右下の空いている部分に、平屋で長く造ったら景観が悪いかもわからないですけど、ここに2階建ての調理施設とかできないのか。いろんな案があって、いろんなことを考えてここになりましたという説明をいただきたいと思います。

奥本委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 なぜ今かというところでございます。そこにつきましては、私どもの考えがそこに至ってなかったところは、ひとえにおわびするしかないと思っております。まず先ほども申しましたが、自園調理に向けて全力を傾けておりましたので、場所というところの概念が、議員らが思っていた部分と私どもがあらゆる可能性を探っていたというところに、まずスタートラインで差があったのではないかと思っております。なおかつ、今年度1年間の様々な就学前のお子様たちの検討をいろいろしていた中で、こちらのほうが調理室を建てるという、調理棟にせよ自園調理に向けて進むというところはお認めいただいておりますので、私どものほうでは場所につきましても、議会のほうにお示しさせていただく中から抜けておったんだと反省しているところでございます。これがなぜ今になったかというところ、そもそものボタンの掛け違いがあったんだというところで反省をいたくしておるところでございます。

2点目、必ず令和6年に間に合わすというところなんですけれども、やはりお預かりするお子さん全員の食の安全であったり、それに関わる人のことをいろいろ考えますと、やはり皆さんお預かりする子全て、園では単一的に同じところで作ったものをしっかりと提供させていただきたいというのはございますので、まず1つの施設の中で300人分をしっかりと提供できる体制を整えたいと思ひまして、こちらをご提案させていただいているところでございます。

あと3点目のここにしか建てられない理由でございます。この間、私どものほうでは、当初からどの方法があるか、ありとあらゆる方法を検討をただいまま、入札に至るまで検討をしておったんですけれども、今、議員がおっしゃっていただきました北側になりますと、まず1つ目には民家がありまして、民家の隣といいますのは換気扇の大きな音とにおいと

うところと、後からそれを建てますというところで、なかなか住民の今、先に住んでいらっしゃる方、住民のご理解が難しいだろうなと私どもは考えました。また、せんだって学校給食センターのほうでも音に対する備え、できるだけ漏れないようにというところで、行政側も苦慮をしていろいろな手だてを考えていたというのも我々の頭の中にはございます。

あと、そういったところを考えまして、また、私も北のほうにというところ、最初の考えのときには、そこはちょっと駄目ですよと言われてましてね。なぜかといいますと、幼稚園児、1号の登園の仕方、正門から入られて、その正門がそこにあって正門から入られて、そして園庭を経て園庭からお部屋に向かわれるというような動線の中で、そこにそういったものを建てるのはなかなか難しいというところ、これはいろいろな打合せの中でそういったご意見も頂戴いたしましたので、総じて考えたときに、いろいろな案は私どもも内部でさんざん検討はしたんですけれども、一番この案がベストではないか、ここしかないというところで今回ご提案をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 こちらに言うまで頭の回転が至ってなかったとおっしゃいますけども、至ってもらわないとね、それは。2億円からの工事ですし、特にほんまにおっしゃるみたいに子どもらのことやから、なかなか判断をしっかりとしないといけないこと、未来永劫のことじゃないですか。車で運んでという話をずっとしなければならぬわけじゃないですか。それを協議会なり云々で出していただいたらみんなでお話できたのという話なので、次から気をつけてくださいね、本当に。僕らもそういうところでシビアになることがありますから。

ほんで、南側の園に隣接する土地ではできない理由というのは。だから、ここじゃないとあかんという理由をもっと明確にしていかないと、例えば車で運ぶんやったらここじゃなくてもいいんじゃないのって案も出てくるわけじゃないですか、単純にね。ほんなら、磐城第2保育所から給食を運ぶであったり、対応ができるんじゃないのってなっちゃうからね、車で運ぶんであれば。自園ですというものは、掛け違いと言われたら掛け違いなんかもわからないですけど、普通に考えれば園の中じゃないですか、普通に考えれば。違いますか。大体の人が自園調理、自園でやりますねんと言って、運動場も想定しますかという話なんです。外になっちゃうわけやから、ここになった理由をもっと明確にしないと駄目やと思うんです。この南側であかん理由もちゃんと教えて、ここやったら車を使わんでいいわけじゃないですか。でも、ここになった理由というのは、ここがあかん理由があったわけでしょう。そこをちゃんと明確に説明していただきたいです。

奥本委員長 中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井です。よろしく申し上げます。

今回の調理室の建設についての場所が今のところになったというところ、順番に説明をさせていただきます。

まず今回の調理室におきましては、認定こども園に令和6年から来るだろう子どもと先生、職員の分を合わせて大体300食を、限度になるかと思うんですが、調理を想定しております

中で規模とかを考えたときに、まずもちろん先ほど来から言っていたように園舎の中で調理室を造ることはできないかということはず先ほど考えました。その中で考えたところで、園舎の中を改装するということになるかと思うんですけども、そうになりましたら今ある場所としてはちょうど会議室がある辺りを含めたところで、できる範囲の場所を確保するということになるかと思えます。そうになりましたら、やはり今の会議室の部分だけではとても足りなくて増床して、ちょうど表の道のほうのどこかぎりぎりになるのかですけども、その辺りまで増床をすとかいう必要があること、そうになりましたらさらにそこにまた、今ちょうどいろんなことで利用しております会議室についても増床して同じように建てていく必要がある、また、施設内での大規模改修を行うことで現在の保育に支障を来すということなども考えました。そして、もし会議室等をなくしてしまうと、今後そちらのスペースを使うことによってできたら保育に関する事業について、またできなくなるのではないかと、今も考えてございまして、今のこども園の園舎については現状このままの利用をしたいと思っております。

次に、別棟として建設する場所として何か所か、地図で見てもらったらあるかと思うんですけども、その中で園庭の北西部、いわゆる児童館の東側、先ほど言っていた民家の隣になりますけれども、そちらのほうも考えました。ただ、私どもが考えましたのは先ほど部長のほうも申し上げましたように、民家のほうに隣接しますし、やっぱり音がやかましいというのと、において迷惑をかけるおそれがあるということが想定されますので、そちらのほうも難しいかなと考へまして、園庭の先ほど杉本委員に言っていた南の東の部分になりますけれども、そちらのほうは園舎がありまして日陰になるということであつたり、今、園児たちが小学校を見ながら日々過ごしているんですけども、その視界を遮ってしまうとか、西のほうの景色を見ながら毎日過ごしてくれている子どもたちの景観を遮るとかいうこともありましたので、そちらのほうもやはり難しいなと考へまして、現在の予定地に場所を置かせていただこうと考へました。

車につきましては、私どもも配膳についてどのようにしたらいいかということは本当に大きな問題でいろいろ考へたんですけども、園庭を配膳車などで横切るということについては天候のことであつたり、砂地になりますので、万が一、砂であつたりほこりというところもやはり気にしなければいけないということもありましたので、もちろん車で園庭を横切るとことは子どもが使う場所でもありますので、やはり現実的ではないと思ひまして、一旦、現在の児童館の駐車場から園外へ出て、現在学校給食センターから給食を届けてもらっております配膳スペースまで運ぶことを考へて予定をさせていただきました。

令和6年に間に合はすことができなければどうするのかということなんですけれども、とにかく私どもは、認定こども園が開園する前、今もですけど、次の令和6年4月に認定こども園の完全化といいますか、0歳からの受入れということが決まりましたので、そちらに向けてとにかく自園調理のための調理室は何としても建設していこうと思ひしておりますので、よろしくお願ひします。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 最後なんであれですけども、僕は造るのには反対ではないですけども、順番と、あと、車で運ぶというのがどうも引かかるんですよ。一生ずっと、外をぐるぐるぐるぐる回るわけでしょう。そこがすごく気になります。ほかの方、市民の方とかが見たときに、何でこんなことになるのと多分言われると思います。僕はそれがずっと引かかかっていて、ほかにいろんな案がないのかなと思っていろいろ考えているんですけど、それも全部考えた上でこしかないという判断に至ったということですよ。

ただ、何メートルあるか分からないですけども、ここを、今よくファミレスとかへ行っても自動でてれれれれれんとかって運ぶやつがあるじゃないですか、ほこりが立たんように。これ、笑い事じゃないですよ、車、外で走られてもどうなんという話ですから。そのこのほうの意見もね、何かありますやん、配膳ロボット的な。ゆっくりゆっくり行って、安全で、雨でも行けるじゃないですか。あれはちゃんと密封された状態で、何ぼでも発注できるわけじゃないですか、そんなん。同じように車を買うんやったらね。そういうところもしっかり考えていただきたいなと思います。

もう一個、他市でこんなことをやっているのを調べておいてとさっき言ったんですけど、まだ分からない。あるかどうか分からない。ほぼなしでいいですね、ほんならね。初の試みですね、これは。ありがとうございます。

奥本委員長 ほかにありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 私も1件確認しておきたいと思います。調理施設は確かに必要かとは思いますがけれども、ここにわざわざ建てて、先ほど来出ているように、外から車で、一旦外に出てまた運び入れるというのは、これをずっとやるということについては非常に違和感があると思いますので、確認ですけども、今現在は学校給食センターから運び入れております。それは3歳児以上だと、これはオーケーですよ。当然認定こども園、1号認定のお子さんですか、従来幼稚園教育を受けた方々もいらっしゃって、その続きがあるわけですから、これはオーケーだと思うんですが、問題は0歳児から2歳児、とりわけ0歳児の離乳食などを作る、それも人数が多い場合は条例の設置基準によっても、これは自園調理でないとかんということですから、ここで作らなあかんということになるんですが、要は3歳児以上については学校給食センターで、夏休みも含めて、災害時も含めて契約をし直すことで、そちらのほうでこれまでどおりやっていただいて、離乳食等0歳児から2歳児までの方の調理室を園舎内に造るということは考えられなかったんでしょうか。このことについてお伺いいたします。

奥本委員長 板橋学校給食センター長。

板橋教育部理事兼学校給食センター所長 学校給食センターの板橋と申します。よろしくお伺いいたします。

ちょうど昨年度に待機児童対策室で学校給食センターとやり取りはしておったんですが、そのときも学校給食センターでずっと作れないかというふうに検討はさせていただきました。問題となるのは、やはり夏休み、春休み、冬休みなんです。もともとは業務委託契約の中で夏休みなどは調理をしないので、そこで雇われている人は来ないような状態になっておりま

す。その契約がまず1点と、それからメンテナンスの問題なんです。長期休業を前提にメンテナンスのスケジュールを組んでいるので、夏休みに稼働するとなりますと、その組立てをし直さないといけない。それからあとは、釜の大きさなんです。3歳児から5歳児だけを調理するという形に夏休みはなりますので、釜の大きさがミスマッチというか、調理の設備が大きいものですから、それがぴったりフィットするような流れになってない設計になっておまして、なかなか難しいというのが去年の状態、今年度も見直しをかけたんですけども、やはり難しいとは思っております。

以上です。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 分かりました。このことについても検討をされた結果、園内で別棟を建てて、この位置でということだということで、それは分かりました。

2番目の質問なんですけども、実は令和3年第2回定例会、令和3年6月定例会で、私は認定こども園に関わる補正予算が最初に出てきたときに反対をしております。反対の理由は、保育計画をきちっと出してくれと。地域でどれぐらいの保育需要があつて、だから認定こども園でこれだけを受け入れる。さらに片一方で、磐城第1保育所が耐震化の問題があるからということでどうするかということがありましたから、そこもどう受け入れるか、これを出してくれないと認定こども園でしっかりと子どもを受けれるんだったら、調理室を最初からしっかり造らないと駄目じゃないですかと、そういう判断ができませんと、こういう計画ではね。だから、目先目先ではなく中長期の保育計画を出してくれないと私は判断できないということで反対したんです。今回こういう結果が出て、非常に私は残念に思っています、したがってね。これを室内で入れたら、そもそもこの広さを入れると、磐城第1保育所は必要やったわということになりますよ、これだけのスペースを園内に入れて、この建物で入れるんだったらね。

また、こういうところに建物を建てることで、外回りで車で行くような、私は本当に格好悪い話だと思いますけど、これをずっとやっていくということ自体がね。だから、私は財政効率の点から言うと、短期的短期的短期的でいいことであっても中長期になると非常に不合理なことが出てくる。財政効率の問題から私は反対したんです。今回こういうふうなものを見ると、最初から計画的にできなかったのかなと。私は繰り返しこのことをこだわっていますけども、私はそこで市長に、市長は園長でもありますから、認定こども園のね。今回のこういうふうな形で調理室を設けるということになったことについて、市長のご見解を、あるいは園長のご見解をお願いします。

奥本委員長 阿古市長。

阿古市長 ご質問ありがとうございます。この経緯につきましては、当初、磐城小学校附属幼稚園として新築をいたしました。これが完成いたしましたのは、令和2年4月からの運用であったと記憶しております。その当時は、計画当時は、磐城小学校附属幼稚園は200名を越す園児数で、多分県内でそのような幼稚園はないであろうというぐらい大規模な幼稚園でございました。ですので、計画はそれに沿った計画の園舎を設計し、補助申請をし、施工したわけで

ございます。その中で大きな変化がございました。令和元年10月から消費税率の変更に当たりまして、保育料の無償化の話が出てまいりました。寝耳に水の話でございました。それが出てきますと当然予想されますのが、現在幼稚園に通われている園児の皆さんが保育所に流れるのではないのかという予想もできましたので、その地点から実は検討を始めました。それと並行し、さらに磐城第1保育所の施設の古さの問題、それと當麻第1保育所の施設の古さの問題、それと葛城市が非常に子どもたちの数が減ってこないという特殊な自治体としての問題、その並行した複数の問題点を解決する法を模索したのがまさにその地点の話でございました。

その1つの方向性として、保育ニーズが増えるに当たって幼稚園ニーズが減るのであれば、磐城小学校附属幼稚園を認定こども園化できないかという検討に入ったわけでございます。それにはハードルがございました。当然、文部科学省としての補助金を使用して建設しておりますものから、認定こども園のほうはその対象として建てているわけではございませんので、補助金の返還が発生するのかどうかという問題が、1つ大きなハードルがございました。そのハードルをクリアし補助金返還がなくていいということが確認できましたので、磐城第1保育所の古さの問題と待機児童の問題と併せ持った解決の仕方として、磐城小学校附属幼稚園の磐城認定こども園化を計画したわけでございます。その当時、まだ2年ほど前の話なんですけども、思い出してみますとかなりハードなスケジュールの中での変更作業であったように思います。当然のことながら、保育ニーズを変更するに当たって給食の問題もご指摘いただきました。自園式がふさわしいというのは重々承知しておったわけなんですけどもなかなか工夫ができないのが、学校給食センターを使った中で、もしくは外部の委託業者を使った中で園の運営ができないのかということも検討しながら進んできたわけなんですけども、最終的に、磐城認定こども園の保育ニーズと幼稚園ニーズとのバランスの中で、やはり自園式の給食がふさわしいという判断に至りまして、前年度、設計予算を計上し、議決をいただいたわけでございます。

ただ、そのときも自園式であるのであれば当然園舎内といいますか、今の建物の内部の中で建設ができないのかということをも第1候補として検討を重ねたわけですが、その検討を進めるに当たって、やはり今現状の園舎のスペースの中では難しいこと、それと、園舎を拡張して給食室等を整備するという検討もその間にあったわけなんですけども、やはり建設期間の問題、それと建設費用の問題がございました。今の300食の給食を賄おうとすればかなりの金額が要ると。それはある種、別棟で建ててもほぼ同じぐらいかかるのではないかというご意見もあって、これはやはりすっきりした形で、園の中で自園式として成立する建物を建てるべきであるという結論に至ったというところでございます。

ただ、その間にいろんな議論を、本来でしたら厚生文教常任委員会の皆様方と情報を共有しながらという作業をするべきであったというのは冒頭におわびしたいと思います。原課といたしますか担当のところ、かなりここ数年いろんな問題が、待機児童も含めまして、認定こども園、民間の認定こども園の問題も含めまして、非常に時間があつた中で再三にわたり委員会や協議会を開いていただいておりますので、そのタイミングで情報提供ができていれ

ばなという思いはありましたが、その辺は至らなかったところであるということは重ねておわびを申し上げたいと思います。

設置場所についてのご意見等、現在いただいております。当然、内部的にもその意見を現場の磐城認定こども園の主任もしくは教諭の先生方とも情報を共有し検討を重ねた結果、現在ご提示させていただいておりますその場所でのその手法が一番園の運営にとっていいであろうという結論が出ましたので、今回の設計図面となったところでございます。経過の中で共有すべき情報が共有できなかったことというのは、本当に申し訳ないと思っております。

以上でございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 情報共有は当然ですし、これはきちっとやらしてもらわなければ困るのは当たり前のことなんですけど、私が申し上げたかったのは、計画的な将来見通しも含めた施設設計等を考えていけてなかったなということなんです。結果としてこういうことになっているわけですから。いろいろな状況が厳しかったと思いますよ。認定こども園も、本来ならば人口減少の下で幼稚園と保育所の人数が減る中で統合して認定こども園というのは全国ありますけれども、要は幼稚園を改組した後に、改修した後に保育無償化などのそういう動きもあって、保育ニーズが高くなったから認定こども園に切り替えるようになったというふうな状況もあろうかと思えますけれども、しかし、認定こども園としてしっかりやるとすれば調理室が要ると。そのスペースが園舎内に要るとなればそもそも300人、その施設に収められないということになるじゃないですか、葛城市のように保育ニーズが高かったら。そしたら、磐城第1保育所だって建て替えという話だってできたはずですよ。当麻第1保育所だって建て替えという話だってあったはずなんです。だから、ほかのように人口減少の中での保育問題と、葛城市の人口増加の中での保育所の受入計画というのは明らかに違うわけですから、もうちょっとそこは、今後も出てくると思いますよ、まだまだ。出生者が葛城市内では200人前後ということがこの3年間ぐらい続いているようですし、本当に葛城市の方の保育ニーズに応えるために、今後とも、これで終わりとかじゃなくて、もうちょっと先を見越した保育計画を議会のほうにも示していただいて、しっかり議論をしていただけたらと思います。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

西井委員。

西井委員 朝も申し上げましたけど、同じことを申し上げるとは思いますけど、先ほどからお二方の答弁を聞いてて、ほんまに心がこもってないというか、上面だけの返事をされるような感覚。ただ、例えば同じ園でできたやつを食べてもらいたいというのをおっしゃっていただく、現実には言えば、そればかりを狙ってこれをやるんやったらおかしいのと違うかと。それと、担当がどの担当であろうとやっぱり市税を使うということを真剣に考えた中で、どのように効率よく、どのように市民に喜ばれるかということを実際に考えて出ているような議案には感じにくいと。現実には葛城市で学校給食センター自体も、当時かなりの費用をかけて、当時は幼稚園も含めてできるやろうということであの施設はできたわけで。ほんで、しかし

ながら、今もまた学校給食センターの所長も言うているけど、できない言い訳ばかり言うているようにしか聞こえない。心が全然映ってないと。理由づけをするのに、理由づけとしては理由づけになるかもしれんけど、私、一番きついかもしれませんが、谷原副委員長も妥協的に嫌々辛抱した形で了解されたような話をされているけど、現実、同じ市民の税金を使うんやったら、もっと各課も含めて、やはりできるだけ安く、ほんでまた市民に喜ばれる方法を考えようかなという、その気持ちが全然響いてこない。1つの園に1つの給食施設をつけるの、同じものを食べているのが理想みたいな、それがええようなことだけを強調されているけど、そこに心がこもってたら、この設備自体ももうちょっと柔軟的な考え方があったんじゃないかと。やはりその辺から見たら、先ほどからの答弁を聞かせてもらってても、決めた方向に決めていくねんとか映らない。きついことを言うと思うけど、もっと方向を決めたんがその方向で行かなきゃあないよって、それで行くかとか映らないという。これが絶対、将来的にも市民が喜ばれると言うのやったら、一々、毎日給食を同じ施設の中で車で配達せんなんよなことは考えられへんと思う。要らんことだけ言うて悪いですけど、これについては私自身の考え方としては、答弁は結構ですけど、思っておりますので、それだけ述べさせてもらいたいと思っております。

奥本委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 最後に1つだけ提案なんですけど、先ほど冗談みたいに聞こえたかもわからないですけども、やっぱり僕は外に車が一周回ってというのがどうも引っかかるんです。何回も朝から言って申し訳ないんですけど。どこぞにそんな施設があるのかなという。ただ1つだけ、どうなるか分かりませんが、この後調べてほしいんですけども、今、A Iやらの自動運転やらで配送の仕組みも進んでいるじゃないですか。そんなほこりがどうとか入るような容器を使わんわけでしょう、運ぶのに、どっちに向いたって。車で運ぶときもほこりが入るような容器で運ばんわけでしょう。そういうのをちょっと考えてください。ほんまにさっき冗談みたいに聞こえたけど、この距離でしょう。ぱぱぱぱぱぱぱぱんを2回ぐらい聞いたら着きますやん。それをぴっと、子どもはその音が流れていたら近づかないし、そんなあほみたいに飛ばさんわけじゃないですか。今やったらA Iで近くに人がおったら止まったりするわけじゃないですか。やったら、ここが唯一改善できる策なんかなと。これを毎日毎日トラックを入れて、ぐるっと回って、ぴーぴーぴーと下がってきて、それを市民の人らが見たときに、何したいすのあの人らってなるのが嫌なんです。普通に考えればここを何とかすればいいだけの話なので、どうなるか分かりませんが、提案としてここを何とか考えるということをお願いしておきます。今見ただけでも、配膳ロボットみたいなのも結構ありましたわ、今見るだけでもね。値段は何ぼか知りませんよ。値段は知らん。その辺を考えていただくよう、これは提案だけなので何も要らないです。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

そしたら、ちょっと私のほうから確認をさせていただきます。

学校給食センター所長、先ほど釜の大きさを少量の調理が難しいというご答弁だったと思います。まず切り分けたいんですけども、平時、通常、小学校、中学校がやっているときは、3歳児の調理は一緒にやっているわけですよ。そこに関しては問題ないですよ。まだ作る食数に関しても余裕があって、それは対応できると。要は、おっしゃるのは、夏休みの対応が難しいと。そしたら今現状としては、夏休みの間の3歳児の提供は外注の業者に頼っているわけじゃないですか。そのところはそういう対応では、引き続きできるということによろしいですよ。学校給食センターと併用する場合であれば。あればという前提で。そこは可能だということによろしいですか、まずは。

板橋学校給食センター所長。

板橋教育部理事兼学校給食センター所長 今現在も磐城認定こども園では、夏休みの期間は外部の調理業者から搬入されておりますので、外部を使うのであれば、今のところ問題はないと思います。

奥本委員長 できるということによろしいですね。分かりました。

それから、今のお話の中では出てこなかったんですけど、私のほうから確認をしておきたいんですけども、給食の調理場を先ほどの答弁では認識が違う、ボタンの掛け違いやという表現をされていましたが、この委員会で今の園舎外に造るという話は一度も出たことないですよ。今回、予算特別委員会の中で地図が出てきて初めて、説明もなかったんですよ、地図で初めて、こうか、全然違うやないかというところで、当委員会、今日こういう時間を取ってもらっているわけなんです。だから、ボタンの掛け違いとかそういうレベルじゃなくて、説明不足というのもありましたけども、そうじゃないでしょうという。やはりこれは重要な問題なんですよ。我々は中に造るということで予算、昨年度認めているわけなんです。そういう意識で。そのときも外部という言葉、キーワードは一切出ていませんでした。これが出てきて初めて分かったんですよ。だから、そこに対して、今これで決まっているから認めてくれというのはやっぱり乱暴かなという気はしますので、そこは本当に反省いただきたいところなんです。

それと、外にこだわるというところの法的な要件のところの説明が、どなたも質問をされてないところなんです。確認しておきたいのがそこなんです、私。認定こども園を運営するに当たって自園調理という言葉の取り違い、取り方はいろいろ建物内か同じ敷地内かというのがあにせよ、絶対敷地内でやらないといけないという法的な根拠のところだけ確認しておきたいと思います。その説明だけ、ひとつお願いします。

中井課長。

中井こども未来課長 中井でございます。よろしく申し上げます。

自園調理につきましてです。私どもは、奈良県のほうで定められております設置基準、設置に関する条例に基づきまして、自園で調理するということが必要であると判断いたしまして、今回全て、0歳からの自園調理を行いたいと判断して、令和6年からやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

奥本委員長 法的には絶対、要するに自園調理以外は認められないという回答と受け取ってよろしい

ですか、そこは。奈良県の条例はそうですというのには分かりましたけども、できない市町村とかもあるかも知れないんですよ。現実問題として、うちもこれを今短期間で審議しているんですけど、かなり難しい意見が出ているわけなんです。それにもかかわらず、奈良県はとにかくおまえのところで何とかせえというスタンスで来ているわけですか。そこだけ確認しておきます。

中井課長。

中井こども未来課長 設置の条例のほうになりましたら、厳密に言いますと、先ほど来から議論いただいていますように、絶対というところの違う部分はあります。例えば3歳以上は外部でもよしとするという部分であったり、園児数が20人未満、19人以下ですね、場合においては当該食事の提供を行う園は調理室を備えずともよいと。ただ、調理設備は備えておくようにとかいうふうなただし書といますか、ほかにも書いてはあります。ただ、葛城市としましては、皆、子ども0歳から5歳まで同じように同じ場所で作ったものを提供したいと考えて、このような案のほうをお願いしております。

奥本委員長 ありがとうございます。理事者の思いは分かっているんですけども、私が確認したかったのは法的なところでどうかというところで、今のお答えで一応こういう理解でいいかどうか確認です、最後ね、念のために。3歳以上に関しては、絶対に自園調理じゃないといけないというわけではないという理解で間違いないですよ、そこは。いいですよ。ということは、離乳食と普通食を分けて別の場所でやるということも可能という考え方でよろしいですね。確認だけです、これは。法的なところの確認です。

中井課長。

中井こども未来課長 3歳以上につきましては、提供については、調理に必要なための加熱であったり保存などの調理機能を有する設備を備えなければならないということですので、そこがあれば逆にいいということにはなるかと思えます。

奥本委員長 ありがとうございます。

ほかに確認すべきところはないですか。

ないようであれば、一応今回の予算に絡む、磐城認定こども園調理室整備工事に係る資料に基づいた質疑をこれで終結いたします。

この後のことについては、あと予算特別委員会にお任せする範疇になりますので、当委員会のほうではこういう形で確認という形でさせていただきましたが、何分ただ、先ほど申しましたように、本来こういったものはやっぱり長期にわたって検討する時間が必要なんです。それをこんな短期間で、予算に出てきたからというけど、おっつけ仕事で委員会を開いてやるべきことじゃないんです。何回も申しますように、これまで厚生文教常任委員会で調査案件というのでテーマを決めてやっている中で、就学前保育のところで審議する時間は幾らでも取れたわけなんです。それをやっぱり、そこでおろそかにされていたということに関しては我々議員として、こんな際にやってこの重要な、しかも2億円を超えるような案件についてすぐ判断せえというのは非常に難しい。判断は最終的に後の予算特別委員会になりますけれども、この厚生文教常任委員会のほうではもう少し審査時間をいただきましたかった。今、急

遽こういう形で開催して何人か意見をいただきましたけども、もっと検討するとほかのいろんな懸案事項が出てくると思います。それを審査する時間が全然ないわけなんです。ない状態で、もし実際これをゴーして問題が起こったら、厚生文教常任委員会は何してたんというふうに言われますので、それは私たちは非常に心外なんです。だから、さっき謝罪の言葉をいただきましたけども、こういうことを繰り返していただくと、本当にこの委員会は何のために存在するかというところになってしまいますので、そこは重々これから注意して、情報共有に関しては非常に慎重にやっていただきたいと、最後お願いしておきますので、よろしいですか。

では、審査については以上といたします。

ここで委員外議員の発言がありましたら、許可いたします。

西川議員。

(西川議員の発言あり)

奥本委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

本日の当委員会の協議案件は全て終了いたしました。

皆さん、どうも慎重審議ありがとうございました。この後、今の案件に関しまして、あとは予算特別委員会にお任せしますので、どうぞよろしく願いいたします。

これをもちまして厚生文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後3時56分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長

奥本 佳史